

令和5年2月1日

お客様 各位

鶴岡信用金庫

カードローン等における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫はカードローン等において契約者さまが亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括弁済いただく契約としておりました。

今般、当金庫ではこの取扱いを見直し、すべてのローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ一括してのご返済を相続人に求めないことといたしました。

なお、返済遅延等の事由により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取り扱いには変更ございません。

カードローン等を相続されたお客様はご返済など相続後のお手続きについてはお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以 上

